

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
第1回変更	令和 5 年 8 月 2 2 日
計画主体	武雄市

武雄市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：武雄市農林課農産係

所在地：佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号：0954-23-9335

F A X 番号：0954-23-3816

メールアドレス：nourin@city.takeo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、アナグマ、カラス、カモ、シカ、サル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	佐賀県武雄市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	水稲・麦	3.49	355.5
	豆類（大豆）	0.61	29.4
アライグマ	水稲	0	0
	豆類（大豆）	0	0
アナグマ	水稲	0	0
	豆類（大豆）	0	0
カラス	果樹（みかん・ぶどう）	0	0
	麦類	0.33	14.7
カモ	麦	0	0
シカ	水稲	0	0
	大豆（大豆）	0	0
サル	果樹	0	0
	野菜	0	0
合計		4.43	399.6

(2) 被害の傾向

<p>★イノシシ</p> <p>中山間部での水稲・麦・豆類（大豆）の踏み倒し、果樹・野菜（家庭菜園のイモ類）等の食害の被害が多く発生している。また、市街地周辺でも被害が発生しており、耕作放棄地はもとより林道の法面、水路、農地の畦、ため池の堤体等の掘り起こしも課題となっている。</p> <p>山間部では頻りに侵入防止柵の下部を掘り起こして侵入されているため、被害が無くならない。また、農地に侵入防止柵が設置されているため、代わりに林道の法面、水路、農地の畦、ため池の堤体等の掘り起こし被害が増加している。さらに、市街地への出没事例も増加しており、人的被害も懸念される状況となっている。</p> <p>★アライグマ</p> <p>目立った農作物被害はないが、武雄市内全域で目撃（捕獲）され、生息域が拡大している。繁殖目的での家屋等侵入により生活環境に脅威を及ぼしている。</p> <p>★アナグマ</p>

目立った農作物被害はないが、武雄市内全域で目撃（捕獲）され、生息域が拡大している。繁殖目的での家屋等侵入により生活環境に脅威を及ぼしている。

★カラス

被害額として上がっていないが、みかん、ぶどうの食害の被害が発生している。麦播種後の種（芽）の引き抜き被害を受けている。牛舎等の畜舎を餌場としていることが多く、畜舎での糞害が酷く衛生面の環境悪化を招いている。また、牛自体を攻撃しているケースもあり、牛の肉質低下も問題となっている。

★カモ

平成29年12月下旬六角川周辺の農地で発芽した麦の若葉への食害が見られた。原因は定かでは無いが渡りカモの飛来時期が年々早まってきており、まだ発芽したばかりの柔らかい麦を食べている。ある程度成長した麦であれば多少食害を受けても再生するが、若葉の状態で食害を受けた場合はそのまま枯れてしまうため、大きな被害となる。平成30年12月もカモの飛来が多く見られ、同様の被害が懸念されたことから、圃場に黒マルチの吹き流しを設置するなどの対策を行った。被害範囲は拡大傾向にある。

★シカ

もともと佐賀県管内ではシカは生息していないとされていたが、令和5年1月末近隣市町である伊万里市山代町でシカが目撃されている。現在までのところ武雄市での目撃情報はないが、シカは繁殖力が高く、主食として農作物や樹木の新芽、樹皮を餌とするため、今後繁殖が進み、武雄市での生息が確認されれば農作物被害が懸念される。

★サル

市内全域で多数の目撃情報があり、被害額としては上がっていないが、畑の作物への食害が見られた。また、サルに遭遇した児童が被害を受けるなど今後武雄市での生息が拡大すれば農作物被害のみならず、生活環境への影響も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

◆イノシシ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	4.10 h a	2.87 h a
被害金額	384.9万円	269.43万円

◆アライグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆アナグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆カラス

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	0.33 h a	0.23 h a
被害金額	14.7万円	10.29万円

◆カモ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆シカ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆サル

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆合計

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	4.43 h a	3.10 h a
被害金額	399.6万円	279.72万円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	佐賀県猟友会武雄支部と委託契約し、有害鳥獣駆除を実施している。はこ罠・括り罠の購入、捕獲報償金の交付を実施している。 有害捕獲頭数 元年度 2,066頭 2年度 2,634頭 3年度 2,433頭	猟友会への負担増や高齢化等により、捕獲の担い手（捕獲従事者）が減少しているため、新たな猟友会員の確保、育成が必要である。 イノシシも罠に慣れた個体が出てきており、なかなか従来のやり方では捕獲しづらくなってきた。捕獲者の技術も向上させる必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	ワイヤーメッシュ柵・電気柵を貸与している。 ワイヤーメッシュ柵貸与数 元年度 5,230m 2年度 3,980m 3年度 6,900m 電気柵貸与数	電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置後の管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。 個人を単位とした侵入防止柵の設置が多いことから、地域一体となった広域的な取り組みを推進する必要がある。

	元年度 6,900m (17台) 2年度 4,400m (10台) 3年度 14,100m (29台)	
生息環境管理 その他の取組	・耕作放棄地の刈払、放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にかかる、農家・地域住民への啓発活動	・耕作放棄地の刈払、放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にかかる、農家・地域住民への啓発活動の強化 ・集落内での高齢化による、放任果樹の伐採などへの対策の担い手確保

(5) 今後の取組方針

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した市町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームにおいて、被害発生集落に対して、被害実態や被害対策の問題点を把握する。それに基づき集落座談会等を利用して、効率的な被害防止策（イノシシの隠れ場所となる耕作放棄等の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣の撤去、電気柵の適正な設置方法や管理、ワイヤーメッシュ柵による広域的な設置）の指導や、捕獲従事者不足についての対策協議を行い、地域集落が一体となった取り組みが講じられるよう推進していく。

また、捕獲したイノシシについては、食肉へと加工処理を行い、地域の資源として活用することで、捕獲意欲の増進を図っていく。食肉へ加工できる良質な個体を増加させるため、捕獲者の止め刺し技術向上を推進していく。食肉とならない個体についても、令和2年4月に稼働した減容化施設で資源化を図り、循環型社会を目指す。

アライグマの対策については、特定外来生物であり、強力な繁殖力をもち幅広い食性をもつことから、平成23年に策定したアライグマ防除実施計画書に基づき捕獲を行い、分布域の縮小、個体数の減少及び被害低減を図っていく。

アナグマの対策については、捕獲体制を強化し、猟友会全体で捕獲を行いながら、分布域の縮小、個体数の減少及び被害低減を図っていく。

カラス、カモについては猛禽類による追払い、また銃器による捕獲を行うことで、被害低減を図っていく。

シカについても今後の動向を注視し、被害が発生するようならば、現状を調査し、対策を考える。

サルについても今後の動向を注視し、被害が拡大するようならば、現状を調査し、対策を考える。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐賀県猟友会武雄支部との委託契約に基づく捕獲、及び武雄市鳥獣被害対策実施隊、いのししパトロール隊による捕獲を実施する。武雄市鳥獣被害対策実施隊

については、武雄市長が3名指名する。なお、佐賀県猟友会武雄支部と武雄市鳥獣被害対策実施隊、いのししパトロール隊は連携・協力し、また情報共有を行い効果的な捕獲を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の取組として、捕獲従事者確保に向けた狩猟免許取得事前講習会費用・申請手数料の助成や、技術者育成のための被害防止研修会(捕獲技術向上)を実施する。 ・武雄市鳥獣被害対策実施隊3名は、捕獲技術研修に参加し、さらなる捕獲技術向上を図る。 ・加工処理施設の利用を促進する。 ・減容化施設で資源化し、有効活用を図る。
	アライグマ	・駆除活動の推進を行う。
	アナグマ	・駆除活動の推進を行う。
	カラス	・猟友会や鷹匠(猛禽類)による追い払いと捕獲を実施する。
	カモ	・猟友会や鷹匠(猛禽類)による追い払いと捕獲を実施する。
	シカ	・被害調査を行う。
	サル	・被害調査を行う。
R 6	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の取組として、捕獲従事者確保に向けた狩猟免許取得事前講習会費用・申請手数料の助成や、技術者育成のための被害防止研修会(捕獲技術向上)を実施する。 ・武雄市鳥獣被害対策実施隊3名は、捕獲技術研修に参加し、さらなる捕獲技術向上を図る。 ・加工処理施設の利用を促進する。 ・減容化施設で資源化し、有効活用を図る。
	アライグマ	・駆除活動の推進を行う。
	アナグマ	・駆除活動の推進を行う。
	カラス	・猟友会や鷹匠(猛禽類)による追い払いと捕獲を実施する。
	カモ	・猟友会や鷹匠(猛禽類)による追い払いと捕獲を実施する。
	シカ	・被害調査を行う。
	サル	・被害調査を行う。
R 7	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の取組として、捕獲従事者確保に向けた狩猟免許取得事前講習会費用・申請手数料の助成や、技術者育成のための被害防止研修会(捕獲技術向上)を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・武雄市鳥獣被害対策実施隊3名は、捕獲技術研修に参加し、さらなる捕獲技術向上を図る。 ・加工処理施設の利用を促進する。 ・減容化施設で資源化し、有効活用を図る。
アライグマ	・駆除活動の推進を行う。
アナグマ	・駆除活動の推進を行う。
カラス	・猟友会や鷹匠（猛禽類）による追い払いと捕獲を実施する。
カモ	・猟友会や鷹匠（猛禽類）による追い払いと捕獲を実施する。
シカ	・被害調査を行う。
サル	・被害調査を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
★イノシシ	<p>隔年で増減する傾向にあるが、近年の捕獲実績を踏まえ2,000頭を捕獲頭数（計画）とする。</p> <p>（元年度：2,066頭、2年度：2,634頭、3年度：2,433頭）</p>
★アライグマ	<p>生息数が現在増加傾向にあるため、近年の捕獲実績を踏まえ300頭を捕獲頭数（計画）とする。</p> <p>（元年度：256頭、2年度：438頭、3年度：338頭）</p>
★アナグマ	<p>生息数が現在増加傾向にあることを踏まえ、150頭を捕獲頭数（計画）とする。</p> <p>（元年度：45頭、2年度：100頭、3年度：153頭）</p>
★カラス	<p>近年の捕獲実績を踏まえ、200羽を捕獲羽数（計画）とする。</p> <p>（元年度：256羽、2年度：213羽、3年度：127羽）</p>
★カモ	200羽を捕獲羽数（計画）とする。
★サル	<p>近年市内全域で多数の目撃情報があるため、被害等が拡大するようであれば、今後捕獲を検討する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
アライグマ	300頭	300頭	300頭
アナグマ	150頭	150頭	150頭
カラス	200羽	200羽	200羽

カモ	200羽	200羽	200羽
----	------	------	------

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>★イノシシ、アライグマ、アナグマ、カモ、カラス、サル</p> <p>佐賀県猟友会武雄支部と委託契約を締結し、有害鳥獣駆除業務の捕獲等を行い、捕獲体制の維持、拡充を図る。カラスについては強化月間を設け、銃器による捕獲を強化する。サルについては被害がこれまで以上に拡大するようであれば、大型捕獲檻などを活用した捕獲を検討する。</p> <p>また、武雄市鳥獣被害対策実施隊といのししパトロール隊による有害鳥獣駆除業務の捕獲等を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限 委譲済	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	電気柵 5km(10台) ワイヤーメッシュ柵 5km	電気柵 5km(10台) ワイヤーメッシュ柵 5km	電気柵 5km(10台) ワイヤーメッシュ柵 5km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。	過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。	過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。

	武雄市において、被害防除の取組として、侵入防止柵の整備に加え、地域住民を対象にいのししパトロール隊による被害防止対策研修会の開催、被害防除啓発パンフレット作成配布による啓発を実施し被害の軽減を図る。	武雄市において、被害防除の取組として、侵入防止柵の整備に加え、地域住民を対象にいのししパトロール隊による被害防止対策研修会の開催、被害防除啓発パンフレット作成配布による啓発を実施し被害の軽減を図る。	武雄市において、被害防除の取組として、侵入防止柵の整備に加え、地域住民を対象にいのししパトロール隊による被害防止対策研修会の開催、被害防除啓発パンフレット作成配布による啓発を実施し被害の軽減を図る。
--	---	---	---

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～7	イノシシ アライグマ アナグマ カラス	地域における懇談会、現地研修会等により、地域住民が主体となり、地域が一体となった被害防止対策（隠れ場所となる耕作放棄地等の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣等の撤去）の取組の普及啓発を進める。 また、生息環境管理の取組として、いのししパトロール隊による放任果樹の除去、収穫残渣の撤去、緩衝帯設置の推進・指導、整備済み侵入防止柵の防除効果を高めるための適正管理の指導等を実施する。
令和 5～7	その他の 鳥獣類	鳥獣の生態に応じた適切な被害防止対策研修を開催し、地域住民へ被害防止活動の普及啓発を進める。

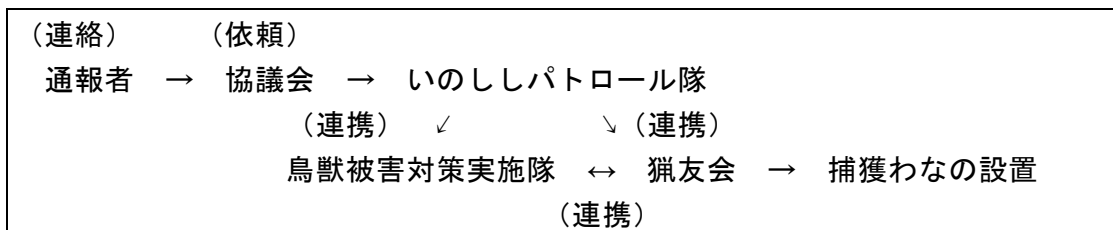
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
武雄市	被害状況の把握、情報の共有、被害防止への指導・助言
いのししパトロール隊	現場確認、有害鳥獣の捕獲、被害防止への指導・助言
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲

猟友会	有害鳥獣の捕獲
-----	---------

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は武雄地域鳥獣加工処理センターに持ち込み、食肉へと加工する。食肉とならないものについては隣接する減容化施設（令和2年4月稼働）で乾燥処理し、地域資源として有効活用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食肉・食肉加工品	処理加工施設では、これまでと同様、年間100頭のイノシシを食肉利用することを目標に取り組む。
ぼたん油	イノシシの油を抽出し、ぼたん油（保湿クリーム）として利用する。
肥料	減容化施設で処理したイノシシの残渣をたい肥として有効活用し、地域に還元できるよう取り組む。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

食肉へ加工できる良質な個体を増加させるため、捕獲者の止め刺し技術向上を推進していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の

知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
武雄市 ※武雄市鳥獣被害対策実施隊 いのししパトロール隊	協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施、 農家への指導助言、捕獲の実施
佐賀県農業協同組合 (みどり地区)	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施
武雄杵島森林組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施
杵島地区農業共済組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施
佐賀県猟友会武雄支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施
武雄地域鳥獣加工処理センター	捕獲した鳥獣の有効活用
地元農家	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査、 被害対策実施
杵藤農林事務所 杵島農業振興センター	被害防止対策事業に関する情報提供、 市、農協、農家への指導助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供・指導助言
佐賀県農業技術防除センター	被害防止対策事業に関する情報提供・被害防止技術 の情報提供、その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

武雄市長が指名する3名からなる武雄市鳥獣被害対策実施隊を編成している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した市町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組みを推進する。</p> <p>武雄市において、協議会構成機関及び関係機関における相互の連携・協力を推進するため、年3回程度の会議等を開催する。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊といのししパトロール隊で相互の連携、協力体制（捕獲）</p>

を強化するため、毎月1回定例の会議を開催する。
また、捕獲班設置事業についても推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町（隣接協議会）と情報交換を行いながら、広域的な被害防止施策を実施する。

武雄市で主催するイノシシ会議（区長会・農業推進協議会・武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会出席）において、被害対策の検討や情報交換等をし、防護・捕獲・地域の環境整備を3本柱として被害軽減に取り組んでいく。